

大阪市指令福祉船分第44号  
令和3年12月28日

社会福祉法人大阪ボランティア協会  
理事長 早瀬 昇 様

大阪市長 松井 一郎  
(担当：福祉局総務部総務課（法人監理）)



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。  
本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和3年12月28日から令和8年12月27日まで